

自然災害に対する教育活動の実施基準と具体的対応

静岡県立袋井商業高等学校

1 風水害への対応

状況	生徒	
	教育活動時	在宅時
大雨警報・洪水警報等の警戒レベル3相当の気象警報	・原則として通常授業 (状況により中止)	・安全確認の上、登校 ・市町から出される避難情報等に留意し、安全を確認できない場合は、自宅待機
暴風警報 大雨特別警報 氾濫危険情報 (警戒レベル4相当) 氾濫発生情報 (警戒レベル5相当) 宇刈川横手橋・原野谷川山名観測所を基準	・中止 ・公共交通機関の運行状況等を考慮し、また、保護者と連絡をとるなどして帰宅させる。 ・被害状況に応じて、保護者への引き渡しを開始する。 ・帰宅困難な生徒は、学校で待機させる。	・午前6時の時点で暴風警報・大雨特別警報・氾濫危険情報・氾濫発生情報が発表されている場合は、午前11時まで自宅待機 ・午前11時の時点で解除されていない場合は、休校 ・午前11時の時点で解除されている場合は、安全に登校できることを確認した上で午後の授業に間に合うように登校。確認できない場合は、学校に連絡の上、自宅待機

※警報・警戒レベルの対象地域は「遠州南」又は「生徒居住地の地域とする」

※氾濫危険情報・氾濫発生情報については、宇刈川横手橋水位観測所及び原野谷川山名水位観測所における発表とする。

※遠州南：浜松市南部・磐田市・掛川市・袋井市・湖西市・御前崎市・菊川市・森町

※遠州北：浜松市北部

※状況によっては、上記表以外の措置をとることがある。

※早めに下校させる場合は、絆ネットにより配信した上、保護者、自宅などの安全確認した上で下校させる。

帰宅困難な場合は、学校に待機させる。

2 地震及び津波への対応

状況		生徒	
		教育活動時	在宅時
南海トラフ地震臨時情報	調査中・巨大地震注意・巨大地震警戒	原則として通常授業	居住自治体の指示により行動する。登下校中で学校付近にいる場合は学校へ。
学校所在地域で震度5弱以上の地震発生		・グラウンド等に避難し、安全確認ののち再開の可否を決定 ・再開が困難な場合は、安全に帰宅できることを確認の上で、被害状況に応じて、保護者への引き渡しを開始する	・命を守る行動を最優先する ・居住自治体の指示により避難 ・登下校時については、最寄りの安全な場所(避難場所)に避難し、安全を確保する

状況	生徒	
	教育活動時	在宅時
津波注意報	原則として通常授業	・登下校中は、情報に注意しつつ登校、あるいは自宅が津波浸水域でなければ速やかに帰宅する。
津波警報	・校舎内で待機する ・警報解除に、安全に帰宅できることを確認の上で、保護者への引き渡し等を開始する。	・居住地の状況により、高台か避難ビルに避難
大津波警報	・校舎内で待機する ・県、市と連携し、安全に帰宅できることを確認の上で、保護者への引き渡し等を開始する	

3 原子力災害への対応

UPZ内のため、放射性物質が漏洩した場合、保護者への引き渡しを原則とするが、引渡しができない場合には、学校に留置き、袋井市の指示により、一時集合場所(袋井北小学校・袋井総合体育館・袋井北コミュニティセンター)に集まり、バス等によりUPZ外(三重県・福井県)の避難所に避難するものとする。

状況	生徒	
	教育活動時	在宅時
警戒事態 → 情報収集	ただちに教育活動を中止 学校の対応を保護者に連絡 下校又は屋内での引渡し (前面緊急事態の場合は、引渡しのみ) 上記の対応を教育委員会に連絡 屋内に避難	屋内に避難し、生徒がUPZ内にいる場合は、自治体のUPZ外へ避難
施設敷地緊急事態 → 屋内退避準備		
前面緊急事態 → 屋内退避、避難準備		

※ UPZは、浜岡原子力発電所から概ね半径31km圏内の地域にあり、緊急時防護措置を準備する区域。焼津市から磐田市までがUPZに含まれる。市町ごとに原子力災害が単独で発生した場合の避難先(避難先1)と大規模地震との複合災害により避難先1に避難できない場合の(避難先2)が指定されている。袋井市の避難先1は三重県、避難先2は福井県と指定されている(令和2年現在)。